

ダイアログ・アテンドスクール規約

第1条（名称および運営）

「ダイアログ・アテンドスクール」は、一般社団法人ダイアログ・ジャパン・ソサエティ（以下、「社団 DJS」といいます。）が運営する障害者及び高齢者の人材育成プログラムです。

第2条（本規約について）

- 1 本規約は、ダイアログ・アテンドスクールの受講に関する取り決めの内容となります。
- 2 社団 DJS は、法令の許容する範囲内で本規約を変更する場合があります。
- 3 前項の場合、社団 DJS は、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を、社団 DJS のウェブサイトに掲示または適宜の方法で周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

第3条（プログラムの内容）

ダイアログ・アテンドスクールのプログラムの内容は次のとおりです。

- (1) 社団 DJS が企画・運営する「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」のアテンドスタッフとしての基本の知識と技術および心構えを学ぶ、視覚障害者を対象にした人材教育プログラム「ダークコース」
- (2) 社団 DJS が企画・運営する「ダイアログ・イン・サイレンス」のアテンドスタッフとしての基本の知識と技術および心構えを学ぶ、聴覚障害者を対象にした人材教育プログラム「サイレンスコース」
- (3) 社団 DJS が企画・運営する「ダイアログ・ウィズ・タイム」のアテンドスタッフとしての基本の知識と技術および心構えを学ぶ、70 歳以上の高齢者を対象にした人材教育プログラム「ウィズタイムコース」
- (4) 第1号から3号に関連、付随したワークショップ、セミナー、講演会などのプログラム

第4条（プログラムの実施および運営）

前条のプログラムの内容、開講時期、受講条件および利用料金等のダイアログ・アテンドスクール開催に関する重要な条件は、社団 DJS のウェブサイト上のダイアログ・アテンドスクールの説明ページ（以下、説明ウェブページといいます）に掲載します。

第5条（プログラムの受講申し込み及び選考手続き）

- 1 ダイアログ・アテンドスクールの受講申し込みは、説明ウェブページに掲載する申込手順

により行ってください。

2 未成年者がダイアログ・アテンドスクールの受講申し込みをするためには、法定代理人の同意が必要ですので、受講申し込みをする前に法定代理人の事前の同意を得てください。未成年者がダイアログ・アテンドスクールの受講申し込みをした場合、当該同意を得たものとみなします。

3 社団 DJS は、ダイアログ・アテンドスクールの受講申し込みを受け付けたのち、選考手続きを実施し、その結果を受講申し込み者に通知いたします。選考手続きに合格した申し込み者がダイアログ・アテンドスクールの受講をすることができます。選考手続きの内容についてはお答えすることはできません。

第6条（受講の辞退）

ダイアログ・アテンドスクールの受講申し込みを行い、前条3項の合格通知を受けた者が、ダイアログ・アテンドスクールの受講を辞退する場合には、すみやかに社団 DJS に受講辞退の通知をするものとします。

受講辞退の通知がない場合には、受講を承諾したものとみなします。

第7条（プログラム受講の費用）

1 ダイアログ・アテンドスクールの受講料は当面、無料とします。

2 ダイアログ・アテンドスクールの受講料を変更する場合には、本規約を改定し、支払い方法等について別途定めるものとします。

第8条（プログラム受講における禁止事項）

ダイアログ・アテンドスクールの受講者は、受講にあたって、理由の如何にかかわらず、以下の各号に該当する行為をしないでください。

- (1) 社団 DJS、講師及び「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」「ダイアログ・イン・サイレンス」、「ダイアログ・ウィズタイム」プログラムに関する知的財産権その他の権利を侵害するかまたは侵害するおそれのある行為
- (2) 社団 DJS、講師、または他の受講者の名誉を毀損したり誹謗中傷したりする行為、およびこれらの者またはその関係者のプライバシーを侵害するかまたは侵害するおそれのある行為
- (3) ダイアログ・アテンドスクールの正常な運営を妨げる行為
- (4) 犯罪行為、犯罪助長行為、その他、他の会員または第三者に危害を及ぼす行為
- (5) 差別、偏見、その他の人権侵害行為
- (6) 公序良俗に反するかまたは反するおそれのある行為
- (7) その他、前各号に準じて社団 DJS が不相当と判断する行為

2 前項の規定に反する行為があった場合、社団 DJS は、受講者のプログラム参加を中止する措置をとることがあります。また、前項の規定に違反した受講者の行為により、受講者が第三者から損害賠償その他の訴えを受けた場合、当該受講者が自らの責任と費用において解決してください。

第9条（受講の修了）

1 ダイアログ・アテンドスクールの受講者が、所定のプログラムを修了した場合には、社団 DJS がプログラム受講修了の認定を行います。

2 前項の受講修了の認定を受けていることは、社団 DJS が実施する「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」、「ダイアログ・イン・サイレンス」、「ダイアログ・ウィズ・タイム」のアテンド採用時に考慮されますが、アテンドとしての採用のためには別途、採用の選考手続きを実施いたします。

第10条 知的財産権

ダイアログ・アテンドスクールにおいて提供している講演、講義、レジュメ、手引書、マニュアル等の資料、記事、写真、イラスト、動画および音声、ソフトウェア等の一切の著作権その他の知的財産権は、社団 DJS、Dialogue Social Enterprise GmbH、寄稿者、講師、サービス提供者その他の権利者に帰属しています。また、ダイアログ・アテンドスクールに関するコンテンツ、ソフトウェア、商標、ロゴマーク、およびマニュアル等に関する著作権その他の一切の知的財産権は、社団 DJS または他の権利者に帰属しています。受講者は、これらを受講者本人の学習のためにご利用いただけますが、その範囲を超えた利用（再利用、複製、第三者への開示、頒布、売却、譲渡、貸与等を含みます。）はしないでください。

なお、日本国内での「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」「ダイアログ・イン・サイレンス」「ダイアログ・ウィズ・タイム」のプログラム実施及び商標使用について、一般社団法人ダイアログ・ジャパン・ソサエティは日本で唯一、ドイツ本部（Dialogue Social Enterprise GmbH）と専属的にライセンス契約を締結しており、ダイアログ・イン・ザ・ダーク・ジャパンに運営を委託しております。

第11条 業務委託

社団 DJS は、必要に応じてダイアログ・アテンドスクールの運営に関わる業務の全部または一部を、その費用と責任において第三者に委託することがあります。

第12条（受講者の個人情報の取り扱い）

1 社団DJSは、ダイアログ・アテンドスクールの受講者の個人情報を、社団DJSの定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。

2 社団DJSは、受講者の個人情報を、社団DJSの協力企業に提供する場合があります。この場合、社団DJSおよび協力企業は、当該個人情報の利用目的を明示し、受講者の事前の同意を得るものとします。

2019年6月25日制定

以上